

徳島市阿波おどり公式プロモーションビデオ制作及び配信企画業務
公募型プロポーザル実施要領

400年以上の歴史を持つ「阿波おどり」は、世界に誇る徳島の伝統文化であり、国内外からの注目度・関心度が高い。

本市では、阿波おどりの魅力を次世代につなぐための取組や、インバウンドを視野に入れた情報発信を強化している。また、これからの取組として、阿波おどりファンと連携したさらなる阿波おどりの魅力発信に力を入れていく必要がある。

阿波おどりのさらなる認知度向上や観光客の利便性向上を図ることを目的に、阿波おどりを動画で国内外へ配信し、阿波おどりの臨場感を感じてもらい、興味を持ってもらえるインパクトがある内容の阿波おどりプロモーションビデオを制作する。また、動画を国内外へ効果的に配信する手段を企画し、配信方法を構築する。

1 委託業務名

徳島市阿波おどり公式プロモーションビデオ制作及び配信企画業務

2 業務の内容

別紙仕様書のとおり

3 委託期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

4 委託金額の上限

¥5,500,000.-（消費税及び地方消費税を含む。）

5 応募資格

次の資格要件すべてを満たしている必要があります。

- (1) 企業、NPO等の法人格を有する法人であること。
- (2) 委託事業を的確に遂行できる能力を有する者であること。
- (3) 当該業務の実施にあたり、本市との連絡調整や打ち合わせなどに、迅速かつ的確に対応できること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 国税、都道府県税、市町村税に滞納がないこと。
- (6) 会社更生法、民事再生法による手続きを行っていないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある者でないこと。

(8) 事業開始までに会計関係及び労働関係の帳簿類が整備されていること。

6 応募手続等

(1) 募集開始の公告

令和3年11月26日（金）

(2) 応募受付期間

令和3年12月3日（金）から12月15日（水）17：00まで（土・日を除く）

(3) 実施要領等の配布

本公募に関する実施要領、仕様書及び様式等は徳島市ホームページまたは徳島市公式観光サイトからダウンロードしてください。

【徳島市ホームページ <http://www.city.tokushima.tokushima.jp/>】

【徳島市公式観光サイト <https://funfun-tokushima.jp/>】

(4) 応募方法、提出書類

応募受付期間内に次の資料及び添付資料の正本及び副本を徳島市経済部にぎわい交流課まで、持参又は郵送で提出してください（郵送の場合は、応募期間内に必着）。

なお、複数の事業者で応募する場合は、代表事業者が分かるようにした上で、連名または事業者ごとで提出してください（副本を含む）。

(a) 正本1部を次の順番で左綴じにして提出すること。

① 参加表明書（様式第1号）

② 企画提案書（様式第2号）

③ 企画提案書別紙（任意様式A4 片面刷り）

※企画提案の記載にあたっては、様式第2号にある「記載についての留意事項」を必ず確認すること。

④ 事業者概要（会社概要 A4 2枚程度）

⑤ 見積書（人件費、事業費など内訳が分かるように積算を記載すること）

※見積額には消費税及び地方消費税相当額を含むものとし、税額を記載。

⑥ 法人の履歴事項全部証明書又は登記簿謄本（コピー不可）

⑦ 都道府県税、市町村税に滞納がないことの証明書（※発行日が3か月以内のもの）

⑧ 法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（※発行日が3か月以内のもの）

⑨ 直近2事業年度の決算書（貸借対照表及び損益計算書等）又はこれらに類する書類

(b) 副本10部

正本書類のうちから、以下の書類を副本として10部、カラー片面刷りで提出すること。

なお、審査の公平性を保つため、企画提案者が直接的に特定される情報（社名・

ロゴ等)を黒塗りし、判読不能とすること。

- ① 企画提案書
- ② 企画提案書別紙
- ③ 見積書

(5) 質問及び回答

質問がある場合は、令和3年12月7日(火)17:00までに、様式第3号「質問書」よりFAXまたは電子メールで徳島市にぎわい交流課まで提出してください。質問に対する回答は、原則質問提出後3日以内に、本市ホームページに掲載します。

■ FAX : 088-621-5457

■ Eメール : nigiwai_koryu@city-tokushima.i-tokushima.jp

7 審査方法等

(1) 選定手順

- ① 市職員及び有識者で構成する選定委員会を設置し、別紙の審査項目について審査を行う。
- ② 審査は、企画提案者より応募締め切りまでに提出された企画提案書の内容について、書面による総合評価を行い、決定します。
- ③ 委員長及び委員の合計得点を算出し、得点が1番高い1企画提案者を受託候補者として、契約における仕様等について協議を行い、徳島市契約規則に基づいた契約を締結する。ただし、受託候補者が辞退その他の理由で契約の締結に至らなかった場合は、次点者を契約交渉の相手方とする。
- ④ 同点のものがある場合は選定委員の多数決をもって受託候補者を決定するものとする。

(2) スケジュール(予定)

- ① 応募受付 令和3年12月3日(金)~12月15日(水)17:00まで(土日を除く)
- ② 審査結果の通知 令和3年12月22日(水)を予定(郵送にて通知するとともに受託候補者のみ市ホームページに公表します)
- ③ 委託事業実施 契約締結の日から令和4年3月31日まで

(3) 企画提案者の失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ② 応募資格を満たしていない場合。
- ③ 審査の公平性を害する行為があった場合。
- ④ 提案書類等の内容に関する本市からの問い合わせに再三応じられない場合。
- ⑤ 企画提案者が本業務に対して二以上の提案をした場合。
- ⑥ 企画提案者が他人の提案をした場合。

- ⑦ 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、選定委員会が失格であると認めた場合。

8 その他留意事項

- (1) 提案に係る費用は、すべて企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案資料等は返却しない。
- (3) 提出された提案資料等の取扱いには十分留意し、他の目的には使用しない。
- (4) 企画提案者が1団体のみの場合であっても審査を行い、当該業務の内容に適する委託先としてふさわしいと認められたときは、受託候補者として選定します。
- (5) この要領に定めるもののほか、必要な事項については、選定委員会が定める。

9 提出先及び問い合わせ先

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

徳島市経済部にぎわい交流課 三浦

TEL : 088-621-5232 FAX : 088-621-5457

E-mail : nigiwai_koryu@city-tokushima.i-tokushima.jp